

いどうし えんじぎょう
移動支援事業ガイドライン

れいわ ねん がつ
令和8年4月

やつしろし
八代市

もくじ
目次

はじめに.....	1
いどうしえんじぎょう 移動支援事業について.....	2
1 サービスの内容.....	2
2 対象者.....	2
3 外出の範囲.....	3
(1) 対象となる外出の範囲.....	3
① 社会生活上必要不可欠な外出の具体例.....	4
② 余暇活動等社会参加のための外出の具体例.....	5
(2) 対象とならない外出の範囲.....	7
① 通学、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出又は長年かつ長期にわたる外出の具体例.....	7
② 社会通念上、移動支援事業を利用することが適当ではない外出の具体例.....	8
③ 1日の範囲を超える場合の具体例.....	9
4 実施方法等.....	9
5 利用者負担等.....	10
6 身体介護の判断基準.....	10
7 移動支援の支給決定量.....	10
8 報酬単価及び報酬算定.....	11
9 登録事業者等.....	11
(1) 登録事業所.....	11
(2) 登録事業所一覧(令和7年12月現在).....	12
10 移動支援Q&A.....	13

はじめに

八代市では、障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の实情に即して実施する地域生活支援事業の1つとして、平成18年度より、「屋外での移動が困難な障がい者や障がい児について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すこと」を目的とする移動支援事業を実施しているところです。

この度、利用者を始め、相談支援専門員やサービス提供事業者からの利用方法に関する様々な疑問やご意見等を踏まえ、本事業の利用上のルールを整理し、円滑に利用できるように、利用者や関係者向けにガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインは、制度内容の説明とQ&Aを掲載したもので、本事業を利用する人やサービスを提供する事業者に広く活用いただき、円滑な事業運営に資することを目的としています。

今後は、利用者等のご意見をもとに、利用者の実態に即して本ガイドラインを見直すとともに、事業の周知に努め、引き続き円滑な運営を行ってまいります。

八代市障がい者支援課

いどうしえんじぎょう 移動支援事業について

1 サービスの内容

障がいのために、屋外での移動に支援が必要な障がいのある人(者・児)に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際の移動の支援を行います。

- 原則として1日以内で用務を終える外出に限ります。
- 通学、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年¹かつ長期²にわたる外出や社会通念上適当でない外出は対象外とします。
- 介護給付(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援)により「移動の支援」ができる場合は、介護給付による利用が優先されます。
- 通院、官公署での手続き等に係る移動の支援は、居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)により行います。

2 対象者

市内に住所を有する人及び住所地特例の対象者として本市から支給決定を受けている人で次のページの(1)～(3)に該当する人。ただし、施設入所者と日中サービス支援型グループホームで外出支援を受けられる人は除きます³。

- 1 通年にわたる外出とは
1年を通じて定期的なものをいう。
- 2 長期にわたる外出とは
概ね6か月を越えるものをいう。
- 3 移動支援の対象にならない人
右の図参照

3 施設入所、グループホーム入居中の場合：網掛けの人は除きます

施設入所中	グループホーム入居中		
	外部サービス利用型	介護サービス包括型	サテライト型住居
※施設スタッフが外出等の支援までを行うため対象外。	日中活動サービス支援型		
	日中活動あり ※就労継続A型・B型等	日中活動なし ※グループホームスタッフが外出等の支援までを行うため対象外。	

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がいのある人⁴又は全身性障がいのある人⁵(介護保険対象者は除く)。

(2) 知的障がいのある人⁶で1人での外出が困難(移動又は公共交通機関等の利用に係る手続きを1人で行うことが困難など)であるため屋外での移動に常時支援を要する人。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人又は精神に障がいのある人⁷で屋外での移動に制限があると認められる人。

3 外出の範囲

移動支援事業利用に係る外出の範囲は、利用者の余暇活動や社会参加等の多様化、利用者のニーズや利便性、身体的負担等の観点から、片道や目的地内(ショッピングモール内での移動等)のみの利用についても可能としています。

(1) 対象となる外出の範囲

- ① 社会生活上必要不可欠な外出
- ② 余暇活動等社会参加促進のための外出

-
- 4 屋外での移動に著しい制限のある視覚障がいのある人
身体障害者福祉法に定める身体障害者障害程度等級表の視覚障害者として身体障害者手帳の交付を受けた人。
- 5 全身性障がいのある人
身体障害者手帳1級に該当する障がい児・者であって、両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する人又はこれに準ずる人。
- 6 知的障がいのある人
療育手帳の交付を受けている人又はその判定を受けている人。
- 7 精神に障がいのある人
精神障害者保健福祉手帳を所持している人又は精神障がいがあると判断された人。

① 社会生活上必要不可欠な外出の具体例

○ 金融機関等における諸手続きなど

介護給付で対応できない場合の諸手続き、金融機関における諸手続きや

利用等に係る移動介助については認められます。

※ 児童の場合は基本的に保護者が行う事柄であり、移動支援事業の対象外とします。

○ 今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後の継続性のないもの

学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社の説明会等は移動

支援事業で認められます。ただし、施設の見学にあつては、基本的に居宅介護

(通院等介助)で対応します。

※ 児童の場合、基本的に保護者が児童に代わって行うべき事柄であり、児童が単独で行うことを想定していないため、対象外とします。

○ 個人の嗜好による買物など

買物(衣類・雑貨・本・CD など)、各種団体の行事や会合等への出席は認め

られます。

※ 買物においては、食材料等の購入は日常生活に不可欠なことから、対象とします。

※ 児童の場合、児童単独で行うことが日常生活において必要不可欠と判断し難いことから対象外とします。

○ 冠婚葬祭等

冠婚葬祭への出席、お見舞い等は、移動支援事業で認められます。

※ 児童単独のみでの、冠婚葬祭等への参加は一般的とは判断しがたいことから対象外とします。

② 余暇活動等社会参加のための外出の具体例

○ 自己啓発や教養を高めるもの

講演会、博覧会や文化教養講座の趣味的要素のものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げたりすることを目的とするものは認められます。

※ 通年かつ長期にわたるものは対象外です。

※ 塾への送迎については、障がいの有無にかかわらず、一般的に保護者が行うもの(養育の範囲内)と考えられるため、対象外とします。

○ 体力増強や健康増進を図るもの

トレーニングジムなど、施設や器具等を利用して運動することで、健康の維持や体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認められます。

※ 通年かつ長期にわたるものは対象外とします。

※ 児童の場合、スイミングスクール等への送迎については、障がいの有無にかかわらず、一般的に保護者が行うもの(養育の範囲内)と考えられるため、対象外とします。

○ 生活の内容・質の充実・向上を高めるもの

レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等は認められます。

※ 児童の場合、児童単独での外出が一般的とは判断し難いことから対象外とします。

○ 理容・美容

理容院、美容院への移動については認められます。

※ 未就学児の場合、児童単独での外出が一般的とは判断し難いことから対象外とします。

※ 児童の場合、児童単独で行うことが日常生活において必要不可欠とは判断し難いことから対象外とします。

たいしょう がいしゅつ はんい
(2) 対象とならない外出の範囲

- ① 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出又は長年かつ長期にわたる外出
- ② 社会通念上利用することが適当ではない外出
- ③ 1日の範囲を超える外出

① 通学、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出又は長年かつ長期にわたる外出

の具体例

○ 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

謝金を伴う講演会等の講師は、外出先において収入を得ることになる

ため経済活動に係る外出とみなされることから、認められません。

○ 通年かつ長期にわたる外出

ア 学校(保育所、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、大学)への通学

または障がい児者施設等への通所は認められません。

イ 学校に準ずるものとして、各種専門学校、職業訓練校、施設に準ずるもの

のとして、放課後等デイサービス、生活介護、その他として、週単位・月

単位で利用日が定められて利用するもので、終了が長期にわたるもの

は認められません。

ウ 日中サービス系事業所・会社等への送迎は認められません。

工 医療機関及びこれに準ずるものへの通院は原則認められません。

※ 医療機関等への通院に係るものは、基本的に居宅介護(通院等介助等)が優先となります。

※ 児童の場合は、保護者の付添いなしに医療機関を受診し、治療の説明を受けて治療行為を受けることは想定していないため、原則として居宅介護(通院等介助)や移動支援の対象外とします。

② 社会通念上、移動支援事業を利用することが適当ではない外出の具体例

○ 宗教活動

布教活動や勧誘等の活動は対象外とします。ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加は一般的に行われる宗教行事(初詣、お宮参り、法事、祭り、クリスマスイベント等)は認められます。

○ 政治活動

基本的には認められません。ただし、投票の参考のための演説会への参加、参政権に係る投票所への送迎は認められます。

○ 公序良俗に反することを目的とする活動

公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外とします。

○ その他、社会通念上適当でないと本市が判断する活動

社会通念については、時代に応じて変化する場合がありますが、現在において適当でないと本市が判断する活動に伴う移動については対象外となります。

③ 1日の範囲を超える場合の具体例

○ 長期の旅行

原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

ただし、1泊2日程度の旅行で、事業者が支援できると判断した場合は、認められます。

なお、支援者に係る運賃や宿泊代等については利用者が実費負担します。

4 実施方法等

移動支援を必要とする利用者からの申請に基づき、使用目的を本ガイドラインと照らし合わせて、移動支援の利用が適切か判断した上で、支給決定を行います。

利用者は本市に登録された事業所(以下「登録事業所」という。)の1か所の事業者と契約を行い、事業者が必要な要請に応じて支援(個別支援)を行います。

※ 移動支援の種類には「個別支援型・グループ支援型・車両輸送型」がありますが、本市においては「個別支援型」のみ実施しています。

(1) 移動の方法は、原則として、徒歩又は公共交通機関(バス・電車・タクシー)等を

利用します。公共交通機関等の利用料金は、事業者分を含め、別途実費負担が必要

(2) 契約を結んだ事業者は、移動支援計画を立て、計画に基づいてサービスを提供

5 利用者負担等

移動支援に要する額に次に掲げる割合を乗じて得た額です。

区分	負担額の割合
生活保護受給世帯及び市町村民税 非課税世帯	0%
上記以外	10%

世帯の範囲について

18歳以上……利用者本人及び同じ世帯の配偶者

18歳未満……住民票上の世帯

なお、公共交通機関等の利用料金は、事業者分を含め、利用者が別途負担します。

6 身体介護の判断基準

移動の介護を行う際に身体介護を行ったか否かのみで判断するのではなく、

日常生活において常時身体介護を必要とする状態であるかにより判断するものと

し、障害福祉サービス(通院等介助)における身体介護の適用基準(児童にあっては

これに相当する心身の状態)を準用します。

7 移動支援の支給決定量

月12時間を限度とし、個別に支給量を決定します。

8 報酬単価及び報酬算定

(1) 移動支援の利用時間における報酬算定は下記のとおりです。

移動支援に要する額(個別支援型)

利用時間	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
30分未満	2,560円	1,060円
30分以上1時間未満	4,040円	1,970円
1時間以上1時間30分未満	5,870円	2,750円
1時間30分以上2時間未満	6,690円	3,460円
2時間以上2時間30分未満	7,540円	4,160円
2時間30分以上3時間未満	8,370円	4,860円
以降30分を増すごと	830円	700円

9 登録事業者等

(1) 登録事業所

移動支援を提供できるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)を満たし、都道府県知事より障害福祉サービス事業者の居宅介護の指定を受けている事業者です。また、あらかじめ、本市への登録が必要です。

(2) 登録事業所一覧(令和8年3月現在)

	じぎょうしょめい 事業所名	でんわばんごう 電話番号	しんたい 身体		ちてき 知的	じどう 児童		せいしん 精神
			しかく 視覚	ぜんしん 全身		しかく 視覚	ぜんしん 全身	
1	ふくしサービスセンター そよ風 <small>かぜ</small>	33-3616	○	○	○	○	○	○
2	ふくし福祉サービス熊本 <small>くまもと</small>	31-6637	○	○	○	○	○	
3	ニチイケアセンター八代 <small>やつしろ</small>	53-1068	○	○	○		○	○
4	ふくしサービスセンター えみ笑 <small>えみ</small>	0964-33-5204	○	○	○	○	○	○

10 移動支援Q&A

Q1	<p>通学・通所には移動支援事業を利用できますか。</p>
A1	<p>移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な理由及び余暇活動等社会参加のための外出であり、通学・通所等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出については認められません。 このため、通学・通所は対象外となります。</p>
Q2	<p>病院や施設に入院・入所中である場合、移動支援を利用できますか。</p>
A2	<p>移動支援は在宅生活を送っている人の社会生活上必要不可欠な理由による外出や余暇活動等社会参加促進のための外出支援サービスであり、入院中や施設入所中の人は、認められません。</p>
Q3	<p>グループホームに入居中に移動支援を利用できますか。</p>
A3	<p>グループホームに入居中でも移動支援を利用することはできます。ただし、日中サービス支援型グループホームに入居し、日中活動がない人に対してはグループホーム職員が外出支援を行うため、移動支援は利用できません。また医療機関等への通院等に係るものは、基本的に居宅介護(通院等介助等)が優先されます。</p>
Q4	<p>地域活動支援センターへ通うために移動支援を利用できますか。</p>
A4	<p>利用期間等の区切りがなく、通年かつ長期にわたる外出に当たるため、認められません。</p>
Q5	<p>日中サービス系の事業所(生活介護、就労系事業、自立訓練等)に通所する際に、移動支援を利用できますか。</p>
A5	<p>通年かつ長期にわたる外出に当たるため、認められません。</p>

Q6 市外に行く場合であっても移動支援を利用できますか。

A6 1日の範囲で終わるものであれば、市外利用も認められます。

Q7 1回あたりのサービス提供時間に制限はありますか。

A7 1日の範囲で終わるものであれば、制限はありません。

Q8 ヘルパーが自ら運転する車を利用して目的地まで移動した場合、移動支援として認められますか。

A8 ヘルパーが自ら運転する場合、運転時間中は常時支援が行われている状態ではないため、移動支援として認められません。また、ヘルパーが自ら運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の有無にかかわらず、別途、道路運送上の許可(一般旅客自動車運送事業及び福祉有償運送)が必要となることから、本市では認めていません。バスやタクシーなどをご利用ください。

Q9 複数の目的地がある場合でも移動支援の利用はできますか。

A9 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。ただし、一連の外出に伴い移動支援の対象とならない目的地が1箇所でも含まれる場合は、当該移動支援全体が対象外となります。

Q10 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では、サービスの内容に違いがありますか。

A10 身体介護を伴う場合と伴わない場合について、サービス内容にはありません。なお、この区分については、移動の介護を行う際に身体介護を行ったか否かのみで判断するのではなく、日常生活において常時身体介護を必要とする状態であるかにより判断するものとし、障害福祉サービス(通院等介助)における身体介護の適用基準(児童にあってはこれに相当する心身の状態)を準用します。

Q11 旅行する際に移動支援の利用は認められますか。

A11 旅行中に移動支援を利用することは認められます。宿泊を伴う旅行については移動支援の利用が認められます。この場合、宿泊先のホテル等の介助は、外出に係る介助に限られます。なお、宿泊先での食事、排せつ等の介助は移動支援として認められません。

Q12 2人による移動支援はできますか。

A12 本市においては、2人による支援は行っていません。

Q13 複数の障がい児者への同時支援や同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援はできますか。

A13 本市においては、個別支援が必要な障がい児者に対するマンツーマンの支援を行っており、グループ支援型の移動支援は行っていません。
また、福祉バスなど車両の巡回等による送迎を行う、車両移送型の移動支援も行っていません。

Q14 バスやタクシー代は誰が負担するのですか。

A14 公共交通機関等の利用料金は、事業者分を含め、利用者が別途負担します。

Q15 月12時間の支給決定を受けています。今月は外出の機会が多く、12時間では足りません。支給量を増やせますか。

A15 増やせません。支給決定を受けている時間の範囲内で利用してください。